

船橋市認定こども園土地賃借料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、土地を賃借して、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。）第2条第6項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）を新たに設置する場合に、当該土地の賃借に係る経費を対象に、予算額の範囲内において補助金を交付することにより、待機児童の解消を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

(交付の対象)

第2条 この要綱において、補助金の交付を受けることができる者は、土地を賃借することにより認定こども園を設置し、継続的に教育及び保育を実施できる者（以下「設置者」という。）とする。

2 この要綱において、補助の対象となる認定こども園は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新たに開所する施設とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、土地を借り上げて認定こども園を設置し、教育及び保育を実施する場合に貸主に対して支払う賃借料（開所前の整備期間（建設工事に着手した月から開所までの間をいう。以下同じ。）の賃借料及び礼金を含み、敷金及び保証金は除く。）のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「子ども・子育て支援法」という。）第19条第2号及び第3号に規定する子どもが入所する施設部分に係る経費とする。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。

(1) 賃借する土地の所有者又は貸主が、設置者（法人である場合は経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）を含む。）の親族又は寄付者等、設置者と密接な関係にある場合

(2) 賃借する土地の貸主が、土地の所有者と同一でない場合

(3) 他の補助金の補助対象経費と重複する場合

2 前項各号の規定にかかわらず、市長が適当と認める場合は、補助対象経費とすることができる。

(補助対象期間)

第4条 補助の対象となる期間は、開所前の整備期間及び認定こども園の開所から10年を経過するまでとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で、別表に掲げる補助基準額に補助率及び子ども・子育て支援法第19条第2号及び第3号に規定する子どもに係る利用定員（子ども子育て支援法第27条第1項の確認において定めるもの。以下同じ。）の合計数を利用定員の総数で除した数を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする設置者（以下「申請者」という。）は、当該年度の3月31日までに船橋市認定こども園土地賃借料補助金交付申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

(交付可否の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市認定こども園土地賃借料補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

（交付の時期）

第8条 第6条の規定による申請に係る補助金については、この要綱において定める賃借料等の支払が完了した後において交付する。

（交付決定の取消等）

第9条 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた設置者があるときは、市長は、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、船橋市認定こども園土地賃借料補助金返還命令書（第3号様式）によりその返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第11条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（関係書類の整備）

第12条 第7条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、当該補助金に係る経費の収支を明らかにした書類を当該補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（調査又は報告）

第13条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して、補助事業等の遂行に関する状況を調査し、又は、報告を徴することができる。

（その他）

第14条 補助金の交付を受けたものは、第4条に定める補助対象期間が終了した以降の認定こども園の運営について、資金計画等の策定等、施設の運営に支障のないよう事前に方策を講じておかなければならない。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月6日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。なお、適用日をもって、新たな適用を停止する。

附 則

この要綱は、令和4年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月29日から施行する。

別表

補助基準額	1施設当たり年額800万円。ただし、賃借期間が12月に満たない場合、1施設当たり年額800万円に賃借期間の月数を12で除した数を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。補助対象経費が補助基準額を下回る場合は、補助対象経費を補助基準額とする。
補助率	1 / 2

第1号様式

年 月 日

船橋市長 あて

認定こども園名

法人名

所在地

代表者氏名

印

船橋市認定こども園土地賃借料補助金交付申請書

認定こども園土地賃借料補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請金額 金 円

2 添付書類

- (1) 当該土地の賃貸借契約書の写し
- (2) 当該土地の登記事項証明書
- (3) 当該認定こども園を経営する法人と貸主が特別の関係のある者でないことを誓約する書類
- (4) 当該認定こども園の建設工事及び改修工事の着工日を証する書類（補助対象経費に開所前の整備期間の賃借料及び礼金を含む場合）
- (5) 補助対象経費の支払いを確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

第2号様式

船橋市指令第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

船橋市認定こども園土地賃借料補助金交付可否決定通知書

年 月 日付申請のあった認定こども園土地賃借料補助金の交付について、
下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 交付する。 交付決定額 金 円
- 2 交付しない。
(理由)

第3号様式

第 年 月 日 号

様

船橋市長 印

船橋市認定こども園土地賃借料補助金返還命令書

船橋市認定こども園土地賃借料補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり補助金の返還を命ずる。

返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返還方法	
補助対象施設の名称	
補助年度	年度
交付決定年月日	年 月 日
番号	第 号
交付決定額	円
既交付額	円